

**都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け  
介護支援専門員研修オンライン実施の手引き  
― 別紙1．独自コンテンツの制作方法と工夫 ―**

**令和4年度版**

## 本資料の位置づけ

本資料は、「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き」における、独自コンテンツの制作方法と制作における工夫について補足説明を行うものである。

### (独自コンテンツ等の制作方法)

令和2年度事業および令和3年度事業では、多くの都道府県で利用されているテキストを踏まえ、標準資料（副教材）を制作した。一方、地域によってはこれまでも独自のテキストを作成して利用している例もある。また、今後、例えば地域資源についてより具体的な解説が有効な科目などで、都道府県の独自性や特徴を反映したオンライン教材等を制作し、利用したい意向が出る場合もあると考えられる。

その際、オンライン研修環境で利用する独自コンテンツ等は以下のような流れで制作する。

#### ① ガイドラインに沿った研修展開及び資料構成の検討

ガイドラインに準拠することが基本となるため、独自コンテンツ等を制作する場合、まずは、ガイドラインに沿った研修展開と資料構成を検討する。

#### ② 準拠するテキスト等からの引用

標準資料（副教材）の制作において、研修内容のうち主要な内容については、ガイドラインに準拠したテキスト等から、内容を引用する場合もある。この場合、著作権法に基づいた著作権への対応が必要不可欠である（著作権者への許諾の取得が基本。ただし、引用等の著作権法に定められた範囲内であればその限りではない。この場合も引用出典を明記する等のルールに従った対応は当然必要である）。なお、オンライン研修環境で使用する教材に関する著作権の取扱いルールは、集合・対面形式で用いる副教材におけるそれと異なる場合があることに留意する。詳細は別紙2.「著作権の取扱い」を参照いただきたい。

また、独自コンテンツ等で事例を取り上げる場合は、言うまでもなく個人情報保護にも配慮が必要である。個人が写っている写真の利用についても肖像権及びプライバシー保護の観点からどうしても必要な場合を除き、必ず秘匿化処理を行う。

#### ③ 文章記述の加筆、図表化等による仕上げ

①で検討した骨子と②の引用材料等を踏まえ、文章記述を加筆したり、一部を図表化して分かりやすくしたりするなどの仕上げを行う。なお、著作権法に基づく「引用」では、引用部分が「従」であることが前提になっていることに留意する。

#### ④ 読み上げ原稿の作成、ナレーションの収録

令和2年度および令和3年度に制作した標準資料（副教材）と同じように、ナレーション入りの視聴教材としてオンライン教材等を作成する場合は、③までに作成した独自コンテンツ等に基づいてナレーション原稿（読み上げ原稿）の作成とナレーションの収録を行う。どの程度のナレーションのスピードが理解しやすいかは受講者一人ひとり異なるが、一般的に、誰にも分かりやすく伝えるためには、1分間に300文字程度のややゆっくりとしたスピードが良いとされる。

科目の標準時間数に合った独自コンテンツ等とするには、このスピードを目安に、ナレーション原稿（読み上げ原稿）の文字数を調整すると良い。

#### （独自コンテンツ等の制作における工夫）

資料構成としては、受講中に個人ワークの形で課題を提示して、受講者が振り返り、考え、整理する時間を設けることが、学習効果を高める観点から有効である。

令和2年度に制作した標準資料（副教材）では、下図の赤枠に示すとおり、習得目標等の確認や講義内容の振り返り等を促す個人ワークを数回取り入れる構成となっている。

標準資料(副教材)における個人ワーク(赤枠)の位置づけ

